

第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

第1節 産業

- 1 農業
- 2 商・工業
- 3 観光

第2節 景観

- 1 都市景観
- 2 水とみどりのネットワーク

第3節 環境

- 1 自然環境
- 2 公園・緑地
- 3 地球温暖化対策
- 4 公害対策・環境美化

本章の概要

都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

また、市内産業の魅力を市外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を引き続き行っていくとともに、産業の活性化を図ります。

さらに、本市の貴重な財産である狭山丘陵の緑を保全するとともに、市民との協働によるイベントなどにより、本市が有する景観や歴史・文化といった資源をいかした地域振興を図り、特色をいかした自然と調和したまちづくりを展開していきます。

第1節 産業

1 農業

地産地消の推進や、農業経営の近代化などに取り組み、魅力ある農業経営の確立を目指すとともに、都市農地の保全に努めます。

2 商・工業

起業や創業への支援や、企業誘致を推進し、市内産業の活性化を図るとともに、各種支援を実施し、既存の商・工業の体質強化に努めます。

3 観光

市外からの来訪者による新たなにぎわいの創出に向けて、市民や観光まちづくり協会と連携し、観光事業等を実施します。

第2節 景観

1 都市景観

市街地と狭山丘陵の自然が調和した、魅力的な景観づくりを推進します。

2 水とみどりのネットワーク

治水上の安全確保や生態系等に配慮しつつ、美しい水辺環境の形成を図ります。

第3節 環境

1 自然環境

狭山丘陵や河川、生産緑地等の保全を図るとともに、生物の多様性にも配慮した施策に取り組みます。

2 公園・緑地

地域に愛される公園・緑地を目指して、計画的な整備を推進するとともに、維持・管理における市民参加を促進します。

3 地球温暖化対策

低炭素社会の実現を目指し、省資源・省エネルギー活動を促進します。

4 公害対策・環境美化

美しいまちを守るため、公害の未然防止に努めるとともに、不法投棄やごみのポイ捨てを防止するための啓発活動等に取り組みます。

第1節 産業

1 農業

■ 現状と課題

本市の農業は、東京という大都市近郊における都市農業としての性格を持ち、生鮮食料品の供給機能のみならず、みどり豊かな環境の保全や防災のための空間としても大きな役割を担っています。

市内には、残堀・中原地区に多摩開墾と呼ばれる広大な市街化調整区域内に農地が約 55ha あり、優良農地として保全されていますが、生産基盤の整備は不十分な状況にあります。

生産緑地は近年減少傾向が続いており、令和 2 年 3 月 31 日の時点で約 88ha まで減少しています（表 5-4 参照）。

市内農産物はホウレン草や小松菜が多く、野菜のほかに特産品の東京狭山茶やみかんも多く生産されています（表 5-5 参照）。近年は量販店や直売所等への出荷も増え、市場へ出荷するための同一品目の大量生産から、多品目生産へ移行する傾向にあります。

平成 27 年 4 月には、都市農業振興基本法が制定され、都市農業の機能の発揮や保全のため、その振興が国や地方自治体の責務として定められています。

今後も、市街化区域における地域環境に配慮した農業振興の支援や、生産緑地の保全とその追加指定を継続するとともに、安心して農業が続けられるよう、関係機関や団体と連携し、生産環境の整備、農地の維持、生産性の向上等に向けての施策を検討していく必要があります。

また、多摩開墾の農地については、横田飛行場の軍民共同使用の進展状況を注視し、必要に応じてその在り方を検討する必要があります。

表 5-1 基幹的農業従事者数の推移

年次	基幹的農業従事者数（販売農家）（人）
平成 12	341
17	300
22	279
27	253
令和 2 年	208

（注）令和 2 年は速報値で個人経営体の従事者数

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表 5-2 経営耕地面積の推移

年次	経営耕地面積（総農家）（a）
平成 12	21,039
17	18,699
22	17,405
27	15,527
令和 2 年	10,400

（注）令和 2 年は農業経営体経営耕地面積の速報値を、ha から a に換算

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表 5-3 市民農園・体験型市民農園の状況 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

名 称	場 所	区 画 数	1 区画面積 (㎡)
喜び農園 (5 か所)	大南 2-19-5	120	12
	学園 4-34-1、4	65	12
	大南 2-84-2	32	12
	大南 2-88-1	30	12
	大南 2-91-1、2	30	12
体験型市民農園 (2 か所)	本町 2-66-2	70	30
	中央 2-144	50	30
合計		397	

出典 産業観光課・高齢福祉課資料

表 5-4 市内生産緑地の推移 (各年度 3 月 31 日現在)

年 度	地 区 数	指定面積 (ha)
平成 26	346	98.81
27	341	97.19
28	333	94.50
29	328	92.72
30	325	90.42
令和元年度	322	88.19

出典 都市計画課資料

表 5-5 主要作物の作付面積上位 5 品目 (令和元年度)

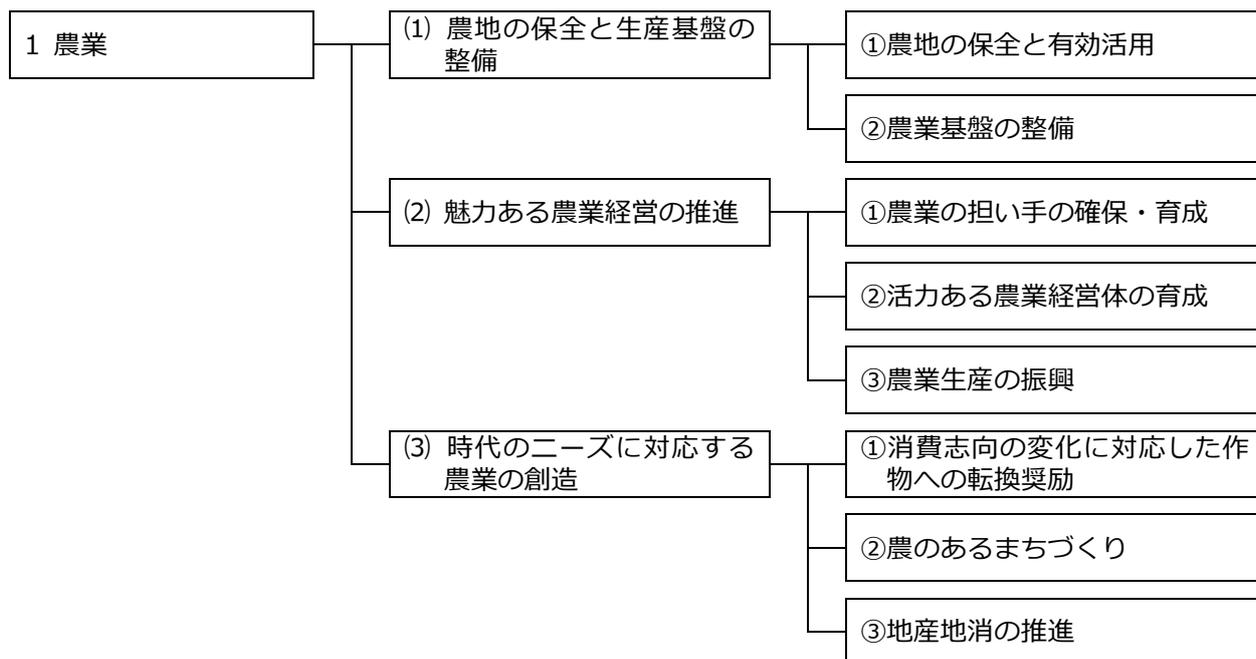
品 目	作付面積 (a)
ホウレン草	1,267.3
小松菜	1,211.1
茶	1,036.1
馬鈴薯	600.8
大根	593.0

出典 産業観光課資料

基本方針

大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業の保全に努めるとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

施策の体系・内容



(1) 農地の保全と生産基盤の整備

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 農地の保全と有効活用	<p>農地の宅地化が進む中で、農地の適正管理を促進し保全に努めます。 都市農地の保全を積極的に推進するため、市街化区域内農地における多面的機能を発揮させるための取組に対する支援を行います。 また、市街化調整区域内農地においては、農業委員会と連携し遊休農地の利用促進に取り組みます。</p>		
	○ 強靱化 都市農地保全支援プロジェクトの推進	産業観光課	
	○市街化調整区域内農地の利用促進		
	◎ 強靱化 防災協力農地の普及啓発【再掲】	産業観光課 防災安全課	
○ 強靱化 生産緑地の保全	都市計画課		
② 農業基盤の整備	<p>農業の振興や生産性の向上のため、土地改良などの農業生産基盤の整備を促進し、優良な農地として保全を図ります。</p>		
	○ 強靱化 土地改良による農業生産基盤の整備	産業観光課	
	○ 強靱化 市街化調整区域内の道路整備	道路下水道課	

(2) 魅力ある農業経営の推進

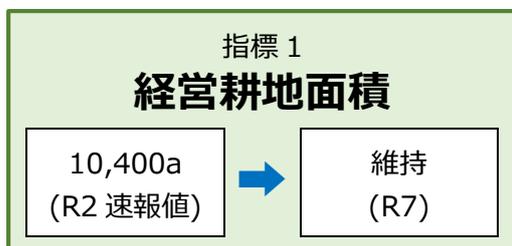
項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 農業の担い手の確保・育成	<p>農業経営の安定を図るため、農業後継者の育成や後継者組織への支援に努めるとともに、地域農業の中心となる中核的農家の育成を図ります。</p> <p>また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手対策として、援農ボランティアの育成、活用及び派遣体制の確立に努めます。</p>		
	○援農ボランティアの育成	産業観光課	
② 活力ある農業経営体の育成	<p>農業経営の近代化に向け、企業的経営体制の促進や認定農業者への認定推進、支援等に努めます。</p> <p>また、家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の明確化など、新たな担い手として育成に努めます。</p>		
	<p>○強靱化認定農業者の育成・支援</p> <p>○強靱化都市農業活性化支援事業の推進</p> <p>○農業経営における女性の参画推進</p>	産業観光課	
③ 農業生産の振興	<p>本市の地域特性をいかし、野菜・果樹の生産や畜産などの振興に努めるとともに、農業委員会や農業協同組合等と連携して、農産物の特産品化に対する支援、直売体制の充実等に努めます。</p> <p>また、合理的な農業経営を行うための認定農業者を育成・支援し、魅力ある農業経営を進めるとともに、市独自の支援策を検討・実施します。</p>		
	<p>○強靱化認定農業者の育成・支援【再掲】</p> <p>○強靱化関係団体に対する支援</p> <p>○「産業振興ビジョン」の策定</p>	産業観光課	

(3) 時代のニーズに対応する農業の創造

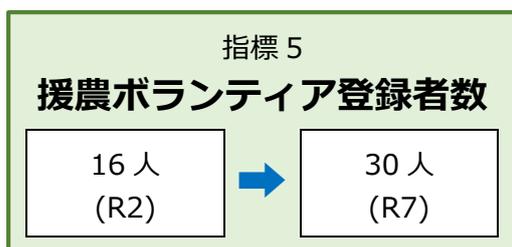
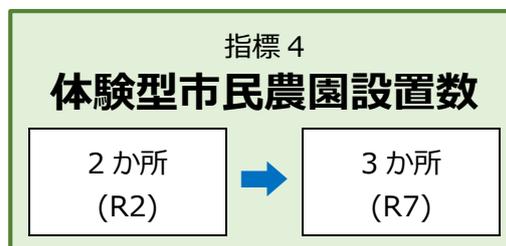
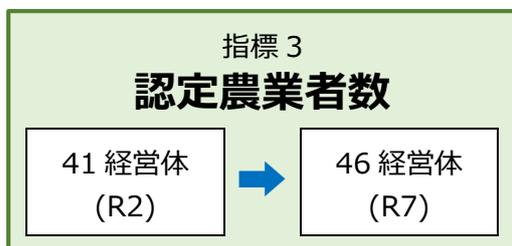
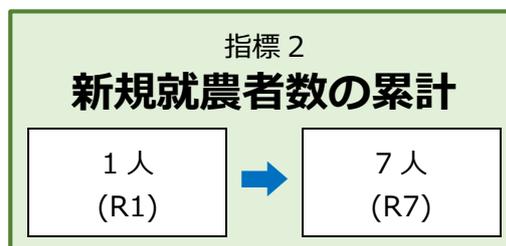
項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 消費志向の変化に対応した作物への転換奨励	<p>安全な農産物の供給を図り、生産者・消費者双方のニーズに的確に応えるため、消費者団体との情報交換など連携を強化するとともに、地域の環境にやさしい農業を目指し、消費志向の変化に対応した作物への転換を促進します。</p>		
	○安全な農作物の供給促進	産業観光課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 農のあるまちづくり	都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めていくため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進に努めます。 また、農業情報の提供を促進するとともに、小学生の農業体験学習、市民のための農業講座開設など市民の農業への理解促進に努めます。		
	○体験型市民農園の推進 ○観光農園等の周知	産業観光課	
	○稲作体験の実施【再掲】	教育指導課	
③ 地産地消の推進	地元農産物の品目や出荷量を拡大し、学校給食等での利用を促進するとともに、直売所の設置支援や周知を行い、広報紙、ホームページ、SNS等を活用した情報の発信を図ります。		
	○地産地消について広報紙等での周知 ◎ 強靱化 直売所設置への支援	産業観光課	

成果指標



(注) 現況値は、農林業センサスの農業経営体経営耕地面積の速報値を、haからaに換算したもの



2 商・工業

■ 現状と課題

《商業》

平成 28 年の統計では、本市の事業所数は 517 事業所、従業者数は 4,948 人、年間商品販売額は 1,349 億 5 千 6 百万円となっています（図 5-1 参照）。

本市の商業は、青梅街道沿道や都宮村山団地周辺などに商店や飲食店が比較的多く立地するほかは、日用品を中心とした小規模な店舗が散在するにとどまっていますが、平成 18 年に榎地区に大規模商業施設が進出し、市内のみならず市外からも多くの買い物客が訪れ、活況を呈しています。

近年は、国の経済対策などにより国全体の経済は回復基調にあるとされてきましたが、地域全体の事業者がその影響を享受する状況には至っておらず、小売・卸売業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。

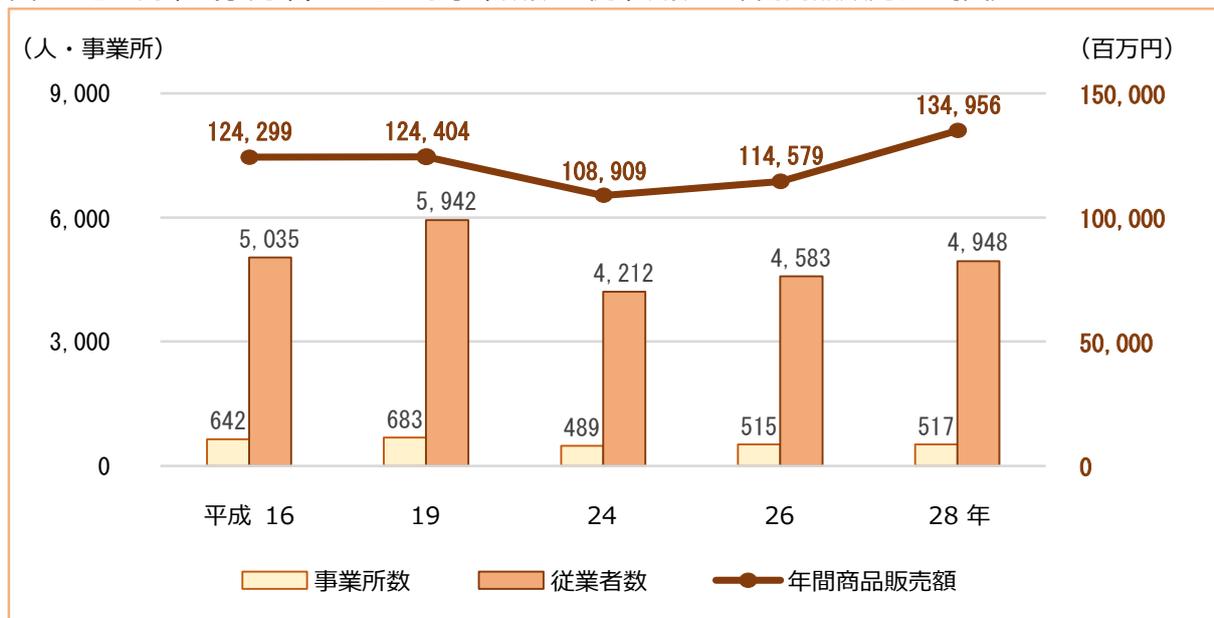
さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等で国内経済の不況が続いており、小売・卸売業の経営環境がより厳しい状況となる可能性があります。

本市では、既存の商店等が多様化する市民ニーズや高齢社会に対応した、個性的な顧客サービスを展開することができるよう、商工会と連携した大型店対策事業に対して支援を行うことにより、大規模商業施設と既存商店との共存を目指しています。

今後も、中小事業者に対する支援を推進するとともに、空き店舗等の活用方法の検討や、創業を考えている市民等の新たな事業者への支援を図り、地域の商業の活性化を図る必要があります。

また、事業者や地域と連携して、身近な商店の閉店等により日々の買い物が難しい、買い物弱者とされる方への支援に努め、身近な地域での消費環境を整備する必要があります。

図 5-1 商業（小売業）における事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



出典 商業統計調査・経済センサス

《工業》

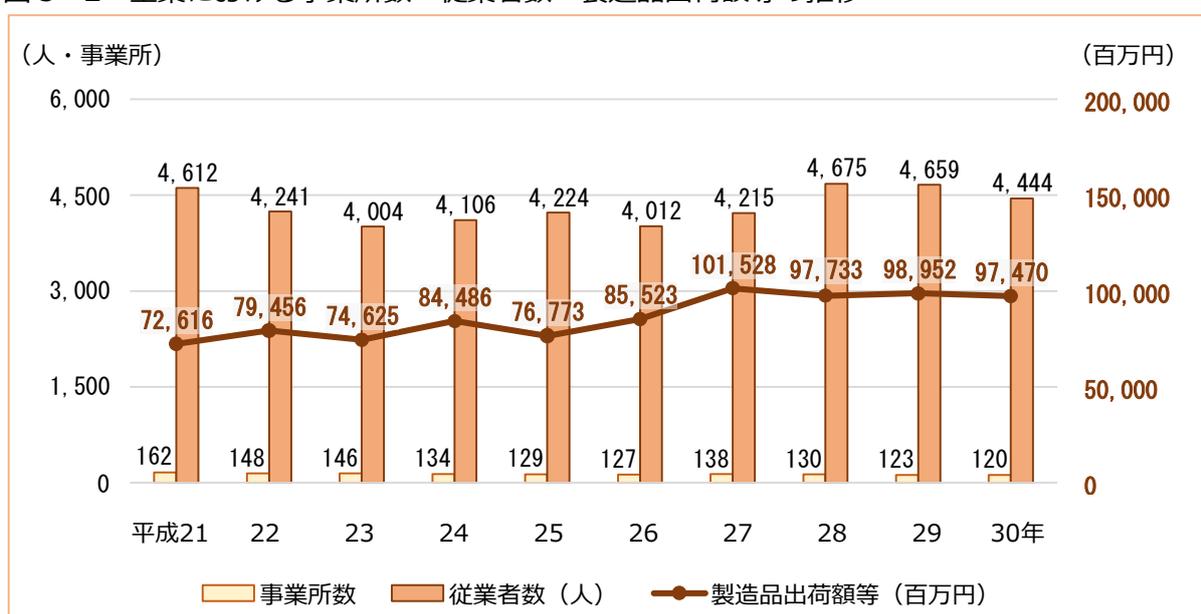
自動車工場の進出に伴い、かつては関連工場が多数立地しましたが、平成13年に同工場の一部が閉鎖され、その後平成16年に完全閉鎖されたことに伴い、市内の工業をめぐる状況は大きく変容しました。特にこの期間の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の落ち込みが見られましたが、近年では大きな変動はありません（図5-2参照）。

また、古くからの地場産業である村山大島紬についても、その優秀性は市外でも高く評価されていますが、事業所は減少しています。

このような状況から、本市では平成24年12月に企業誘致条例を制定し、新たな市内産業の育成と地元雇用の確保を図りつつ、工業地域への産業集積を推進しています。

今後は、創業予定者等への支援など、新たな産業の育成方策や既存の産業への効果的な支援を行い、地域の活性化につなげる必要があります。

図5-2 工業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



出典 工業統計調査・経済センサス

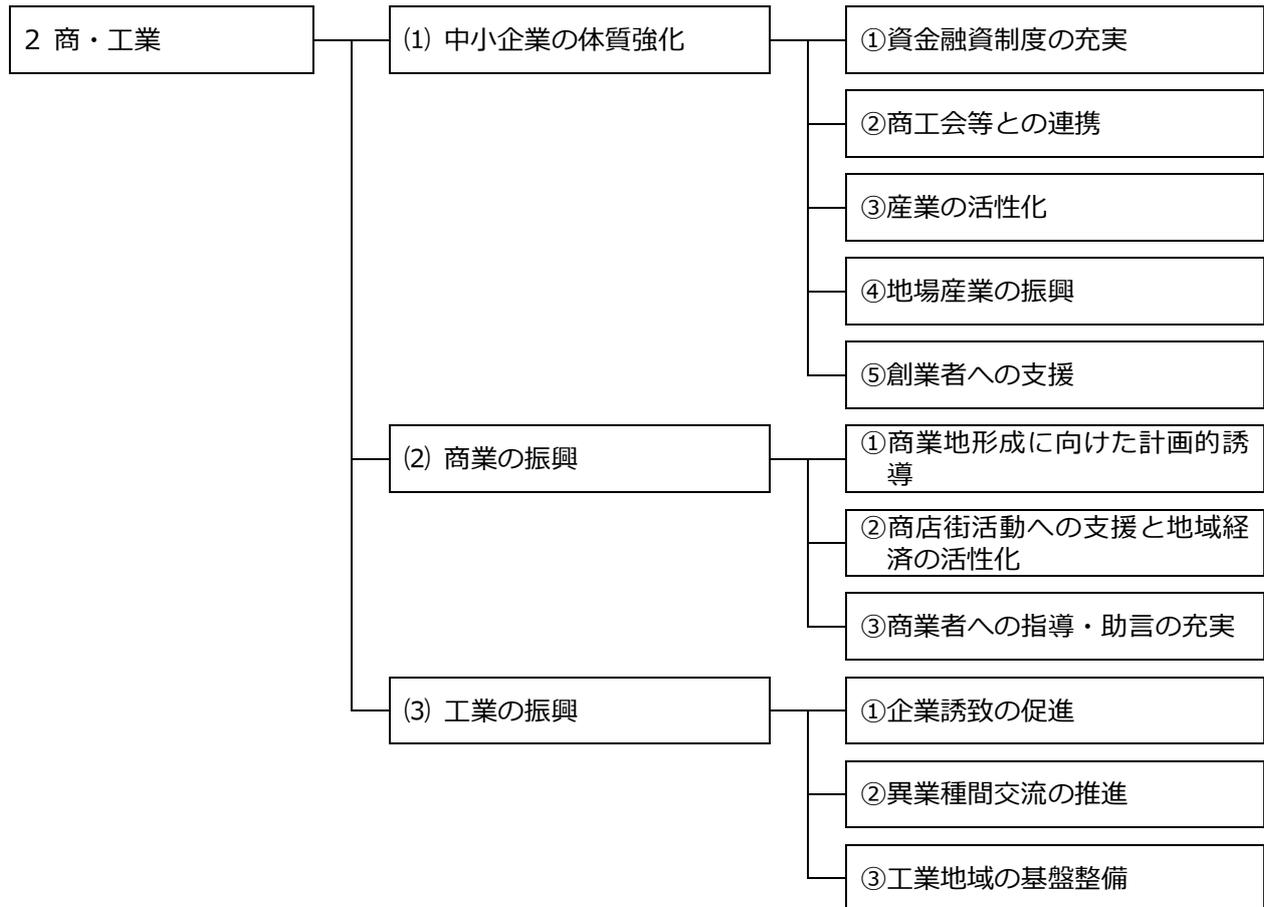
基本方針

市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成するとともに、企業誘致を積極的に進めることにより、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。

また、地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めます。

さらに、事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて、既存の商・工業の体質強化へ向けた支援を図りつつ、工業地域の基盤整備を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 中小企業の体質強化

項目	内 容		
	具体施策	所 管 課	SDGs
① 資金融資制度の充実	中小企業の経営の安定化を図るため、景気動向に柔軟に対応した資金融資制度の充実に努めるとともに、利用の促進を図ります。		
	○ 強靱化 小口事業資金融資あっせん制度の利用促進	産業観光課	
② 商工会等との連携	商工会等関係団体との連携を強化しながら、情報の交換、技術研修、経営コンサルタントの派遣による経営診断など、中小企業の経営近代化に対する支援を行います。		
	また、大規模商業施設の出店に伴う中小小売業の経営への影響を最小限にするとともに、共存共栄を図ることができるよう、商工会等との連携を強化します。		
	○ 強靱化 商工会等の関係団体が行う経営支援事業の推進	産業観光課	
	○ 強靱化 情報交換会等による連携強化		

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③産業の活性化	市内全体の産業振興や近隣自治体と連携した振興策、市内事業者の市外への流出抑止策等を検討した上で、これらを計画的に進めるため、「産業振興ビジョン」を策定しその推進を図ります。		
	○「産業振興ビジョン」の策定【再掲】	産業観光課	
④地場産業の振興	伝統文化産業の性格を持つ村山大島紬の周知及び広報に努めるとともに、その他の産業についても地域ブランドの認証の促進を図ります。 また、生涯学習や観光なども新しい視点を持った取組に対する支援を行います。 さらに、村山織物協同組合が行う宣伝活動事業や後継者育成への取組を支援するとともに、少数化した生産業者への直接支援を検討します。		
	○村山大島紬の振興 ○地域ブランド認証事業の実施	産業観光課	
⑤創業者への支援	創業者やその希望者に対する資金の融資や創業相談などを推進します。		
	○創業支援の推進	産業観光課	

(2) 商業の振興

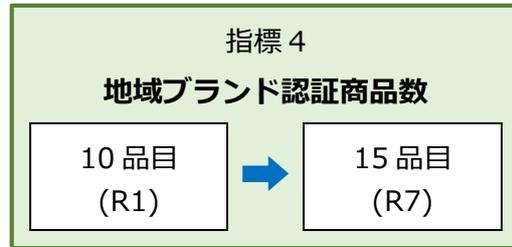
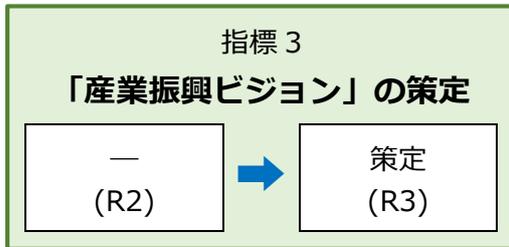
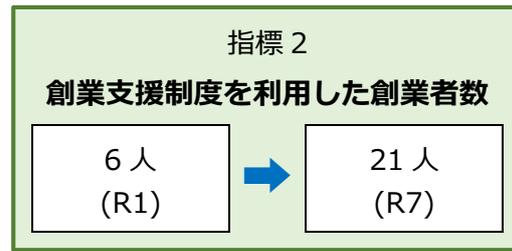
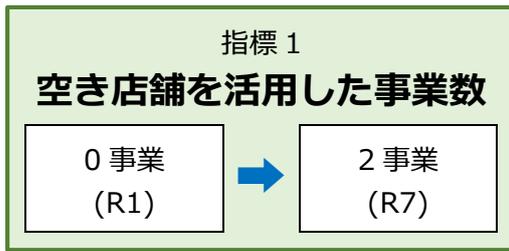
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①商業地形成に向けた計画的誘導	新青梅街道沿道への商業施設の集積をはじめ、本市の中心となる都市核地区への商業施設の集積について、関係機関と協議・検討を行いながらその促進を図ります。		
	○ 強靱化 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の運用【再掲】	都市計画課	
	○ 強靱化 都市核地区土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課	
②商店街活動への支援と地域経済の活性化	商店関係者等との連携の下、回遊性の高い歩行者動線の確保や歩行者空間の整備など、社会環境の変化に対応した女性や高齢者、障害のある人など多様なニーズに応えられる商業地づくりに努めるほか、商店街の集客と活性化につながる新たなイベント、複数の商店街の共同事業について支援を図るなど、地域経済の活性化を推進します。 また、市内中小小売業と大規模小売店舗との共存共栄のための方策の検討を、商工会・商店会・商店と連携して進めます。		
	○ 強靱化 商店街振興・大型店対策事業への助成 ○ 強靱化 商店街振興事業への助成 ○ 強靱化 空き店舗活用事業への支援 ○商店街の景観対策等への支援 ○市内中小小売業と大規模小売店舗の共存共栄方策の検討	産業観光課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 商業者への指導・助言の充実	時代に対応した近代的な商業活動を支援するため、商工会など商業関係団体との連携を強化し、経営コンサルタントの派遣による経営診断の実施など、商業者への指導、助言の充実を図ります。		
	○ 強靱化 商業者への指導、助言	産業観光課	

(3) 工業の振興

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 企業誘致の促進	地域経済の活性化と市民の地元での就労機会の拡大を図るため、企業誘致の促進を図ります。		
	○企業誘致制度の周知	産業観光課	
② 異業種間交流の推進	事業者に、「たま工業交流展」への参加を促し、異業種間交流を推進します。		
	○たま工業交流展出展への支援	産業観光課	
③ 工業地域の基盤整備	工業地域における産業の振興を図るため、道路整備や工業団地としての基盤整備を推進します。特に、環境に配慮した安全で快適な周辺住環境の整備のため、騒音などの対策として、緩衝帯の役割を担う敷地内緑化や、大型車の通行を考慮した道路整備を推進します。		
	○ 強靱化 工業地域における道路整備の推進	都市計画課 道路下水道課	
	○ 強靱化 工業地域における敷地内緑化	都市計画課 環境課	

成果指標



3 観光

■ 現状と課題

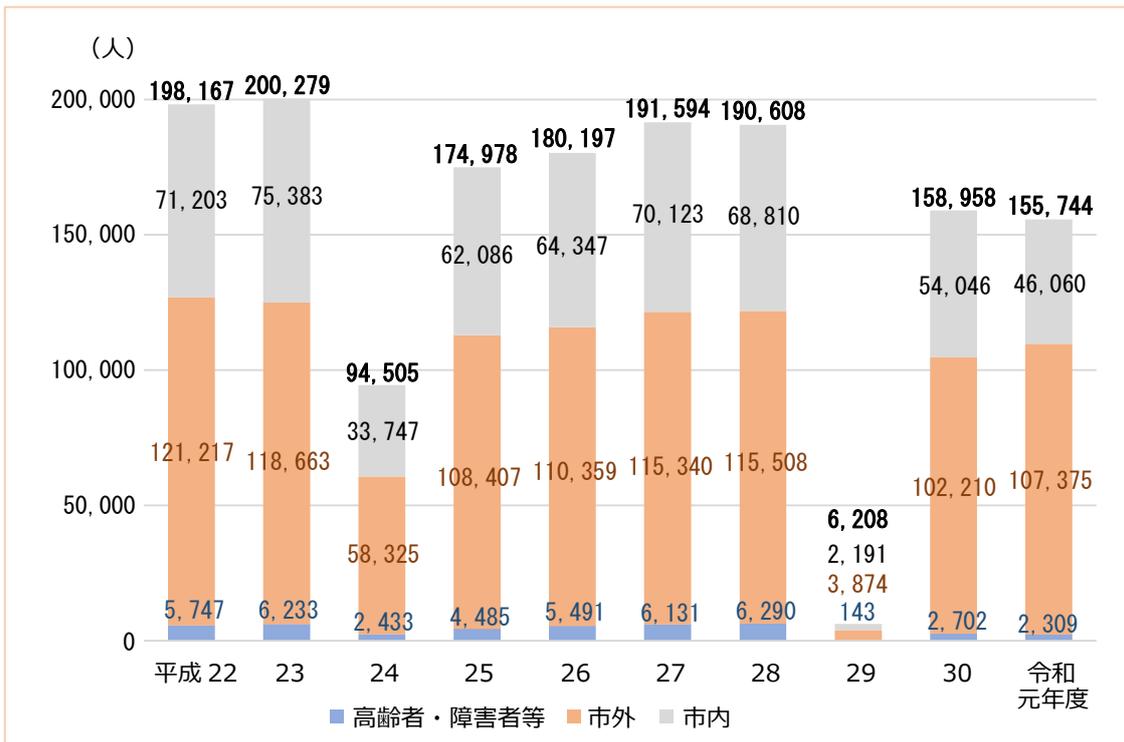
社会の成熟に伴う余暇時間の増加や価値観の多様化、交通網の整備等により、観光・レジャーに対する市民ニーズが高まっており、今後もその傾向は続くものと予測されます。市内外の多くの人に利用され、本市の重要な観光資源である村山温泉「かたくりの湯」は、景気動向や周辺類似施設の影響を受け、入場者数は減少傾向にありますが、平成29年に行った大規模改修以降は市外の方の利用が増加に転じています（図5-3参照）。

また、都立公園最大の面積を誇り、多様な地形・自然を残す狭山丘陵に広がる野山北・六道山公園は、里山民家など様々な体験ができる観光スポットが点在し、広域的な観光資源として幅広い集客性を有しています。

さらに、農産物直売所や観光農園等も観光資源の一部となっています（表5-6参照）。

今後は、新たに設立した観光まちづくり協会などと連携し、市内の自然や文化、産業、人材などの地域資源を活用した、観光によるまちづくりを進めるとともに、市外からの来訪者増加のための新たなにぎわいの創出と、魅力的で個性豊かな観光施策に取り組む必要があります。

図5-3 村山温泉「かたくりの湯」の入場者数の推移（各年度3月31日現在）



(注1)入場者区分は料金の区分による

(注2)平成24年度は4月から9月まで、平成29年度は4月から2月まで、それぞれ大規模改修工事のため休館

出典 産業観光課資料

表 5-6 農産物直売所一覧

(令和2年4月1日現在)

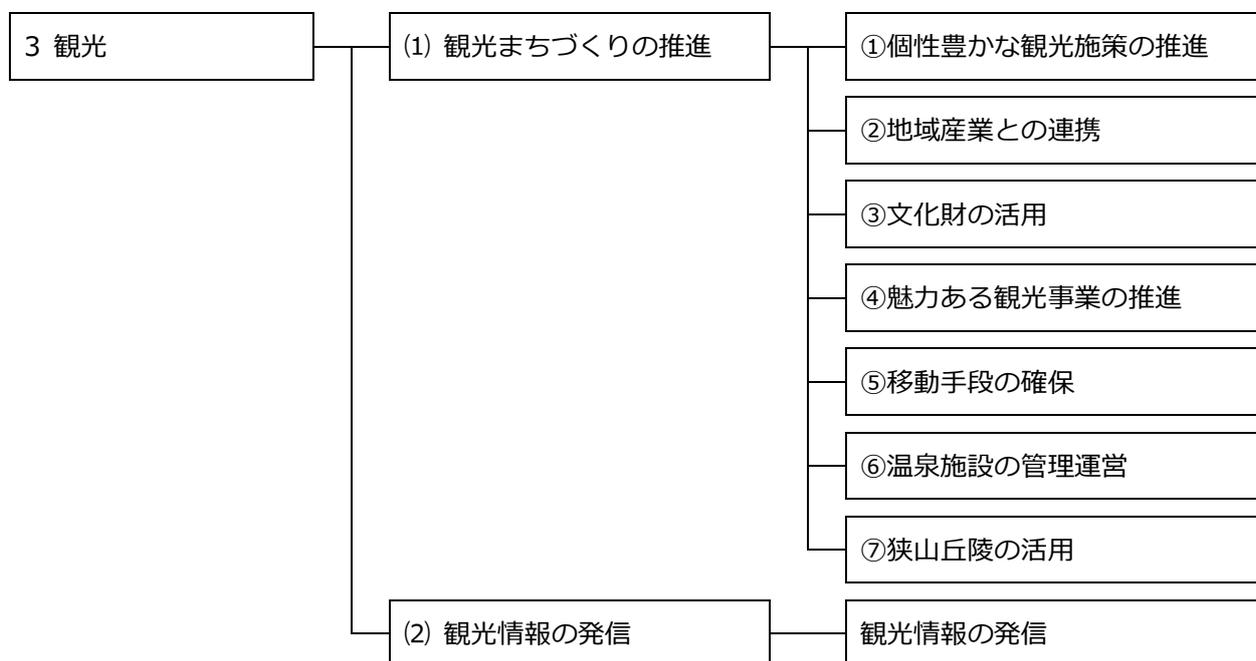
販売品種別		件数	備考
野菜	東部地区	9	野菜全般
	中部地区	10	野菜全般
	西部地区	15	野菜全般
梨・りんご		4	もぎ取り・販売
みかん・ぶどう		7	もぎ取り・販売
ブルーベリー		2	摘み取り・販売
東京狭山茶		6	
花		1	庭園樹・パンジー等
アイスクリーム		1	自社工場の手作り

出典 産業観光課資料

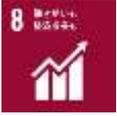
基本方針

新たな市のにぎわいの創出を目指して、市民だけでなく市外からの来訪者の確保を目的に、観光まちづくり協会と連携し、村山温泉「かたくりの湯」周辺を憩いの核として交流エリアの形成を行うなど、魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

施策の体系・内容



(1) 観光まちづくりの推進

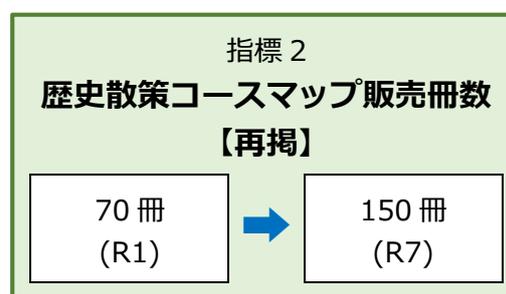
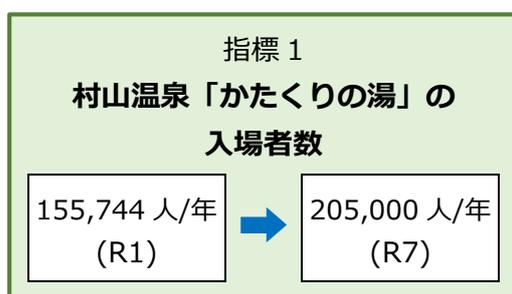
項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 個性豊かな観光施策の推進	<p>狭山丘陵の豊かな自然や地場産業などの地域資源をいかし、村山温泉「かたくりの湯」周辺の憩いの核を中心とした交流エリアを形成し、魅力的で個性豊かな観光まちづくりを推進します。</p> <p>また、来訪者の回遊性を高めるため、狭山丘陵周辺地域との連携を深め、広域的エリアとしての観光ルート設定等の仕掛けづくりに努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○村山温泉「かたくりの湯」周辺を核とした観光ルートの設定 ○道の駅の整備に関する研究 ○「産業振興ビジョン」の策定【再掲】 	産業観光課	
② 地域産業との連携	<p>市内各所で行われている地場産の野菜、お茶等の販売、みかん狩りを中心とした観光農園、村山織物協同組合事務所にある村山大島紬資料室といった地域産業と観光との連携を推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ブランド認証事業の実施【再掲】 ○武蔵村山直売マップの作成 	産業観光課	
③ 文化財の活用	<p>歴史のある神社仏閣などの文化財や東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などを紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎歴史散策コースの普及・啓発【再掲】 	文化振興課	
④ 魅力ある観光事業の推進	<p>観光事業の一環として、市民まつり等の開催・支援や緑が丘地区暫定管理用地を活用したひまわりガーデンを開園します。</p> <p>また、観光まちづくり協会と連携し、新たな観光振興のための事業の検討を進めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎観光まちづくり協会と連携した事業の検討 ○市民まつり等の開催・支援 ○暫定管理期間中のひまわりガーデンの開園 	産業観光課	
⑤ 移動手段の確保	<p>市外からの観光客を誘致するため、バス交通の充実を図るとともに、多摩都市モノレールの延伸やアクセス道路の整備促進など、移動手段の充実に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化バス事業者等との調整【再掲】 ○強靱化バス路線等の検討【再掲】 ○多摩都市モノレール延伸の促進【再掲】 	交通企画・モノレール推進課	
⑥ 温泉施設の管理運営	<p>温泉施設の計画的な改修に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力を活用し、イベントの開催などにより利用者に満足いただける運営に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者自主事業の支援 ○温泉施設の改修 	産業観光課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑦ 狭山丘陵の活用	狭山丘陵の豊かな自然を利用して整備された野山北・六道山公園を観光資源として有効に活用するため、引き続き公園整備を東京都に要請します。		
	○ 強靱化 都立公園整備の要請	都市計画課	

(2) 観光情報の発信

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
観光情報の発信	気軽に出かけられる日帰り型の観光地として知名度の向上を図るとともに、観光対象や催し物の効果的な紹介を行うため、観光まちづくり協会と協力し、積極的な観光情報の発信や提供、観光パンフレットの作成など、観光PRの充実に努めます。		
	○ 武蔵村山直売マップの作成【再掲】 ○ 観光マップの作成 ○ 観光情報発信手段の充実 ◎ SNS等を活用した観光情報の配信	産業観光課 秘書広報課	

成果指標



<村山温泉「かたくりの湯」>

第2節 景観

1 都市景観

■ 現状と課題

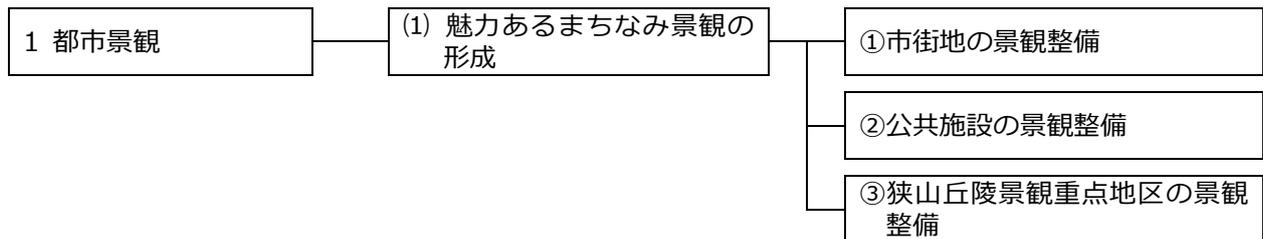
まちづくりにおいては、経済性、効率性だけではなく、成熟した社会にふさわしい良好な景観の形成が重視されています。

本市においても、みどり豊かな狭山丘陵の自然を保全・活用する一方で、商業地や住宅地など、それぞれの地域の個性をいかした魅力ある街並みの形成を市民・事業者との協働により進める必要があります。

■ 基本方針

市民や事業者の景観への関心を高め、狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、周辺市街地が丘陵地の自然と調和した魅力的な景観となるよう、市民、事業者、東京都等と連携し、魅力的な景観づくりを推進します。

■ 施策の体系・内容

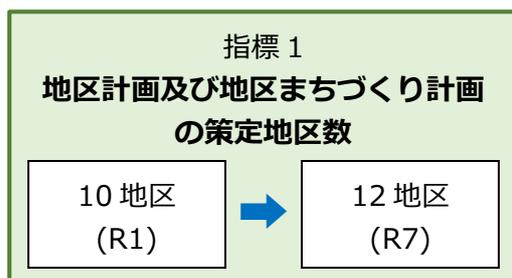


(1) 魅力あるまちなみ景観の形成

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①市街地の景観整備	道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じたまちなみを形成するようデザイン等に配慮するとともに、案内板や都市サインの整備・充実に努めます。 電線共同溝整備路線の指定については、歩道の拡幅とあわせて検討を行います。 また、道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、景観の維持を図ります。		
	○ 強靱化 地区計画制度等の活用【再掲】	都市計画課	
	○ 強靱化 まちづくり条例の運用【再掲】		
	○ 強靱化 無電柱化の推進【再掲】	都市計画課 道路下水道課 区画整理課	
○違反広告物撤去の推進【再掲】	道路下水道課		

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 公共施設の景観整備	地域の拠点となる公共施設の整備に当たっては、まちなみなど周辺環境と調和するよう施設デザインに配慮します。		
	○ 強靱化 周辺環境と調和した公共施設の整備	関係各課	
③ 狭山丘陵景観重点地区の景観整備	市街地の後背地となる狭山丘陵一帯については、みどりに包まれた美しい都市環境を保持するため、公有地化の推進など風致の維持を図ります。 また、まちづくり条例に基づき、狭山丘陵に隣接する青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区では、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。		
	○ 強靱化 狭山丘陵の保全 ○ 強靱化 まちづくり条例の運用【再掲】	都市計画課	

成果指標



<令和2年度多摩都市モノレールフォトコンテスト
市内風景部門 最優秀賞>

2 水とみどりのネットワーク

■ 現状と課題

河川は、多摩川水系の残堀川と荒川水系の空堀川の二つの河川を中心に、それらの支流として横丁川、久保の川、入谷川、谷戸川等が流れています（図 5-4 参照）。

残堀川沿いの空間については、歩道・自転車道や親水緑地広場等が整備されています。

また、空堀川についても美しい水辺環境の形成を図るため、河川や川沿いの遊歩道等の整備を東京都に要請しています。

しかし、流域の市街化の進展による河川への雨水流入量の減少などによって、平常時には流水が枯れてしまうなどといった、豊かな水辺環境の保全に向けた課題があります。

今後も、残堀川、空堀川については、治水上の安全性の確保や市民の身近な親水空間としての緑化の推進や多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川については、水量確保等の対策を検討し、水辺環境の保全に努める必要があります。

図 5-4 河川・残堀川親水緑地広場の位置図

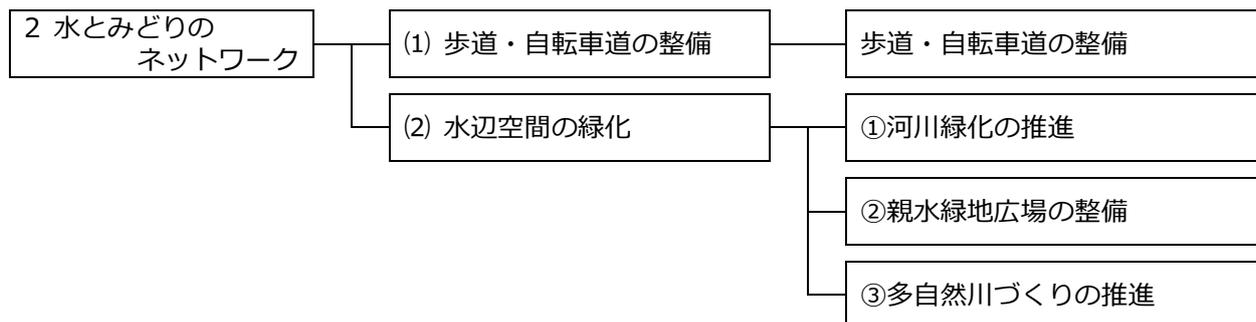


出典 環境課・道路下水道課資料

■ 基本方針

残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 強靱化歩道・自転車道の整備

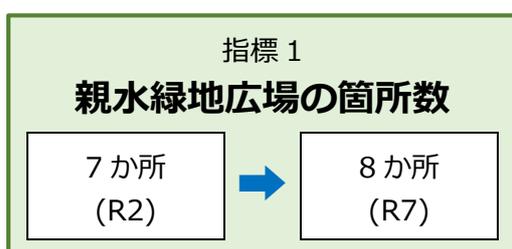
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
歩道・自転車道の整備	みどりのネットワークの主軸となる歩道・自転車道については、季節感あふれる緑化手法により、道路自体がレクリエーション機能を持ち、歩行者・自転車道によって緑地相互を結ぶように配置します。		
	○歩行者・自転車道の維持管理	道路下水道課	

(2) 水辺空間の緑化

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
①河川緑化の推進	残堀川や空堀川の主要河川については、河川改修にあわせ、沿道の緑化を推進し、みどりあふれる市街地空間の形成を目指します。 市内各地に流れる小河川については、上流部などで自然の河川形態の維持を図るほか、可能な限り緑化を推進します。		
	○ 強靱化 河川の適正な維持管理	環境課 道路下水道課	
②親水緑地広場の整備	空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。		
	○ 強靱化 空堀川の親水広場設置要望	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③多自然川づくりの推進	残堀川や空堀川の主要河川については、生態回廊としての機能を持たせるため、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりによる整備、水辺植生の復元を東京都に要請します。		
	また、これら以外の河川についても、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然環境の回復を図ります。		
	○残堀川、空堀川におけるビオトープ(*51)化の要望	環境課	

成果指標



<残堀川>



<自転車道沿道の樹木>

(*51)ビオトープ：多様な動植物が生息できる環境を整備した場所

第3節 環境

1 自然環境

現状と課題

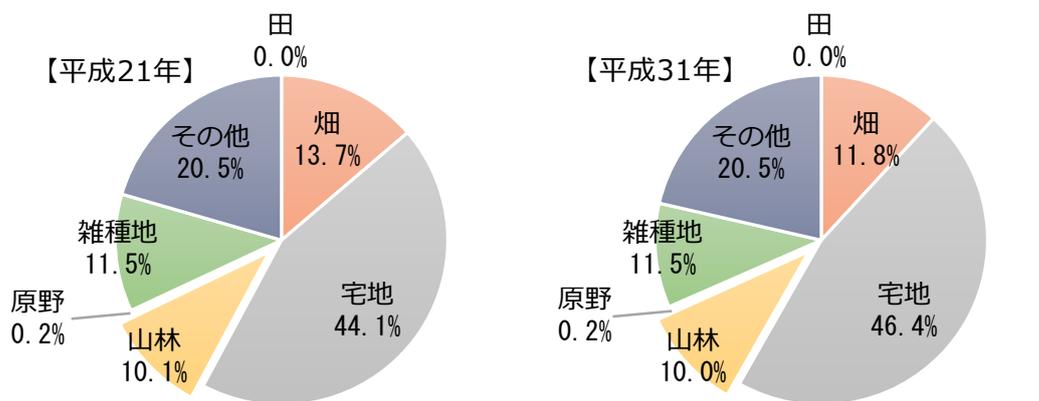
本市は、みどり豊かな狭山丘陵、農地や樹林地に囲まれた都市として発展してきましたが、急激な市街地開発による宅地の増加に伴い、畑などの減少が見られます。

しかし、狭山丘陵の大部分は「野山北・六道山公園」や「中藤公園」、「観音寺森緑地」等に指定されていることもあり、みどりが確保されています。

また、市内には武蔵野地域特有の平地林である「海道緑地保全地域」をはじめ、社寺林などの樹林地が残っており、地目別土地利用面積の過去10年間の変化を見ても山林面積の割合はほとんど変化が見られません（図5-5、表5-7参照）。

これらの貴重な自然環境を後世に引き継いでいくためには、今後も東京都等と連携して保全に努めるとともに、市民の狭山丘陵をはじめとした樹林地の重要性の認識を高め、保全意識を醸成する必要があります。

図5-5 地目別土地利用面積の比較



出典 課税課資料

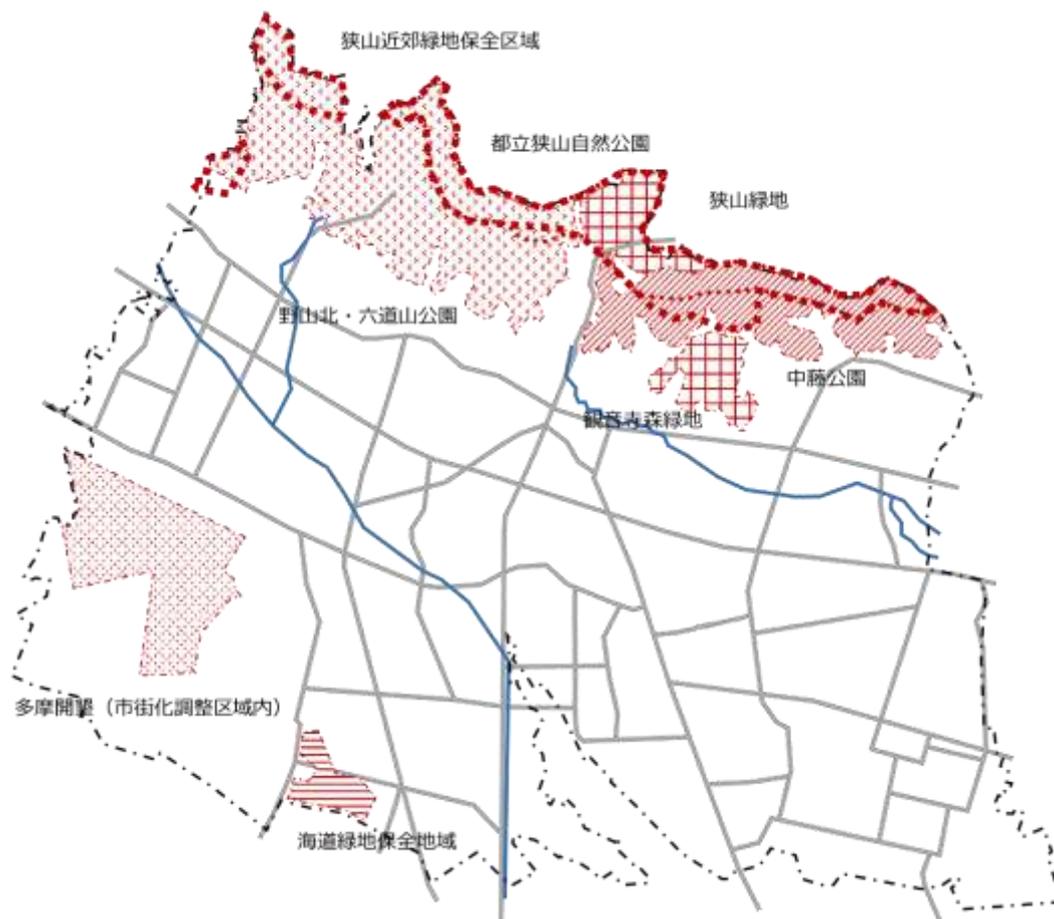
表5-7 広域公園等一覧

(令和2年3月31日現在)

区分	名称	所在地	面積 (ha)	区域全体(参考) (ha)
広域公園	野山北・六道山公園	本町五丁目他	130.20	260.00
	中藤公園	中藤五丁目他	57.70	
緑地	観音寺緑地	中藤二丁目他	15.75	
	狭山緑地	本町六丁目他	15.52	365.32
首都圏近郊緑地保全区域	狭山近郊緑地保全区域	中藤五丁目他	81.10	1607.00
自然公園	都立狭山自然公園	中藤五丁目他	73.00	775.00
緑地保全地域	海道緑地保全地域	伊奈平五丁目他	8.67	
農地(市街化調整区域)	多摩開墾	中原五丁目他	55.46	

出典 産業観光課・都市計画課資料

図 5-6 広域公園等位置図

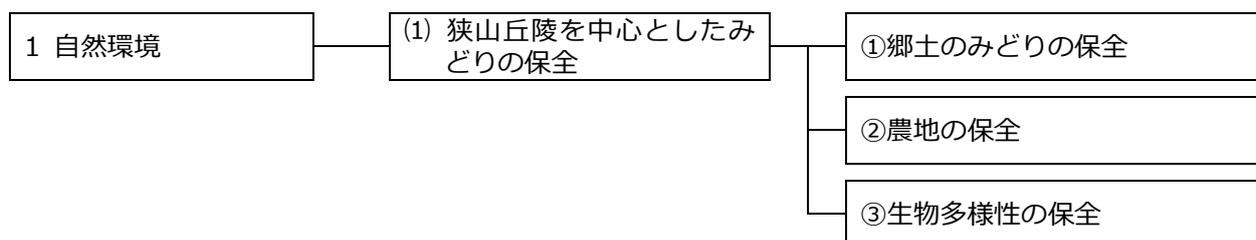


出典 都市計画課資料

基本方針

狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

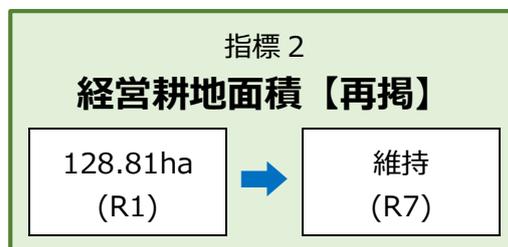
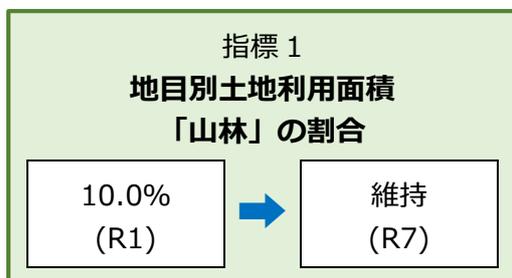
施策の体系・内容



(1) 狭山丘陵を中心としたみどりの保全

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 郷土のみどりの保全	市民の憩いや自然とのふれあいの場としてだけでなく、防災的な機能など、みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、その麓に広がる集落地の屋敷林や生け垣などのみどり、点在する寺社林のみどり、残堀川・空堀川などの河川、さらには市街地に分布する生産緑地や平地林のみどりを保全し、みどりの都市づくりを進めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 「緑確保の総合的な方針」の推進 ○ 強靱化 樹林等の保全 ○ 強靱化 「第二次みどりの基本計画」の推進【再掲】 	環境課	
② 農地の保全	保水機能と良好な地域景観の形成などの役割を担う農地については、農業生産との調和を図りながら、保全に努めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 都市農地保全支援プロジェクトの推進【再掲】 ○ 体験型市民農園の推進【再掲】 ○ 援農ボランティアの育成【再掲】 ○ 市街化調整区域内農地の利用促進【再掲】 	産業観光課	
	○ 強靱化 生産緑地の保全【再掲】	都市計画課	
③ 生物多様性の保全	人と自然が共生する都市環境の形成に向けて、生物多様性を考慮したみどりの保全を推進します。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性地域戦略の策定 ◎ 害獣の防除 	環境課	
	○ 強靱化 狭山丘陵の保全【再掲】	都市計画課	
	○ 自然観察会の実施	文化振興課	

成果指標



2 公園・緑地

■ 現状と課題

公園・緑地は、憩いの場、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。

また、良好な都市景観の形成、災害発生時の避難場所や延焼遮断帯としての機能、大気浄化のための機能などをもつ重要な都市基盤施設です。

本市においては、東京都が野山北・六道山公園及び中藤公園の公有地化を進め、整備を推進しており、観音寺森緑地については一部公有地化が図られています。

本市にある公園は、広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が22か所(124.74ha)で開園されており、市の総面積(1,532ha)に占める公園面積は約8.1%、人口1人当たりの公園面積は、令和2年3月1日現在で約17.2㎡となります(表5-8、図5-7参照)。

緑地の計画決定面積は、狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約31.27haであり、その他の広場等は、令和2年4月1日現在で児童遊園48か所(約2.86ha)、運動広場9か所(約1.13ha)、地域運動場3か所(約1.19ha)、残堀川親水緑地広場7か所(約1.52ha)が整備されています。

公園・緑地に対する市民ニーズはますます増大化、多様化していることから、市民の意向を反映しながら、計画的な整備や適切な維持管理、機能の向上を図る必要があります。

表5-8 公園・緑地一覧

(令和2年4月1日現在)

種別	名称		計画決定面積 (ha)	開園面積 (ha)	種別	名称		計画決定面積 (ha)	開園面積 (ha)
広域公園	1	野山北・六道山公園	130.20	106.95	その他の公園	18	三本榎史跡公園	-	0.11
	2	中藤公園	57.70	4.54		19	三ツ藤南公園	-	0.21
	計		187.90	111.49		20	プリンスの丘公園	-	0.99
総合公園	3	山王森公園	7.10	0.59		21	さいかち公園	-	0.95
	4	大南公園	7.70	5.49		22	西大南樹林公園	-	0.18
	計		14.80	6.08		計		-	2.44
近隣公園	5	御伊勢の森公園	3.30	-	公園合計		215.34	124.74	
	6	雷塚公園	2.10	2.29	緑地	①	観音寺森林地	15.75	-
	7	向山公園	1.10	0.15		②	狭山緑地	15.52	-
	8	十二所神社公園	1.40	0.05		計		31.27	-
	9	峰公園	1.00	-	(注)計画決定面積は都市計画公園・緑地の面積を指す (注)開園面積は実測誤差を考慮				
計		8.90	2.49						
街区公園	10	残堀公園	0.75	-					
	11	馬場公園	0.26	-					
	12	野山公園	0.55	0.07					
	13	オカネ塚公園	0.96	0.96					
	14	伊奈平公園	0.28	0.27					
	15	経塚向公園	0.25	0.25					
	16	中原公園	0.40	0.40					
17	大南東公園	0.29	0.29						
計		3.74	2.24						

出典 環境課・都市計画課資料

図 5-7 公園・緑地位置図

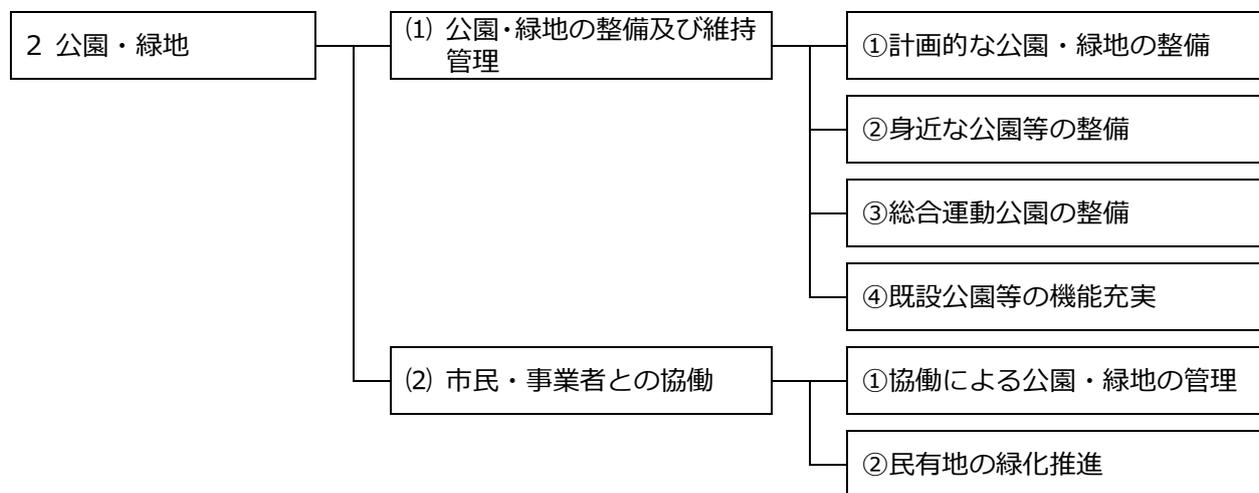


出典：環境課・都市計画課資料

基本方針

公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

施策の体系・内容



(1) 公園・緑地の整備及び維持管理

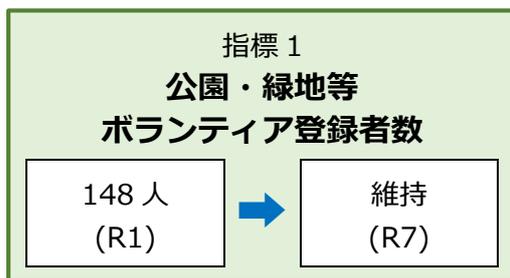
項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 計画的な公園・緑地の整備	公園・緑地の計画的な整備や地域の緑化に努めます。 また、東京都及び区市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、みどりの保全に努めます。 さらに、老朽化が進む遊具等の公園施設の長寿命化を図り、事業費の平準化や維持管理コストの縮減を図ります。		
	○地域の緑化推進 ○ 強靱化 「緑確保の総合的な方針」の推進【再掲】 ○ 強靱化 「公園施設長寿命化計画」の推進 ○ 強靱化 公園・緑地の計画的な管理・整備	環境課	
② 身近な公園等の整備	子どもの遊び場、レクリエーション活動やコミュニティ活動の場など、日常生活圏の中にある身近な公園・緑地として、都市公園、児童遊園、運動広場などの整備推進を図ります。		
	○ 強靱化 身近な公園・緑地の計画的な管理・整備【再掲】	環境課	
③ 総合運動公園の整備	総合運動公園については、憩いとやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時のオープンスペースの機能を持つ拠点性の高い公園としての整備を検討します。		
	○ 強靱化 野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備の検討【再掲】	都市計画課 スポーツ振興課	
④ 既設公園等の機能充実	既存の公園・緑地については、市民ニーズに沿って、安全性の高い施設環境を確保しながら、ユニバーサルデザイン等への対応に配慮した設備の更新などを図り、機能を充実するとともに、適切な維持管理に努めます。		
	○遊具等の更新	環境課	

(2) 市民・事業者との協働

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 協働による公園・緑地の管理	公園・緑地の管理に市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に根ざした公園・緑地の管理を推進します。		
	○公園・緑地等ボランティア制度の推進	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 民有地の緑化推進	住宅地における生け垣や庭の緑化など、市民とともに民有地の緑化を推進するために、グリーンヘルパー制度の運用により地域の身近なみどりの実践指導を行う等、緑化意識の高揚を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 樹林等の保全【再掲】 ○ グリーンヘルパー制度の運用 ◎ 強靱化 市民との協働による公園、緑道及び緑地帯の管理 	環境課	

成果指標



<大南公園>



<里山民家>

3 地球温暖化対策

■ 現状と課題

本市では、平成 28 年 3 月に策定した「第二次環境基本計画」において、望ましい環境の保全と創出に向けて 5 つの施策の柱を掲げており、計画の推進に当たっては市・市民・事業者がそれぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することとしています。この計画の中で地球温暖化対策については、「みどり等との共生」、「エネルギーの有効利用の推進」、「環境行動・教育の推進」に位置付けています。

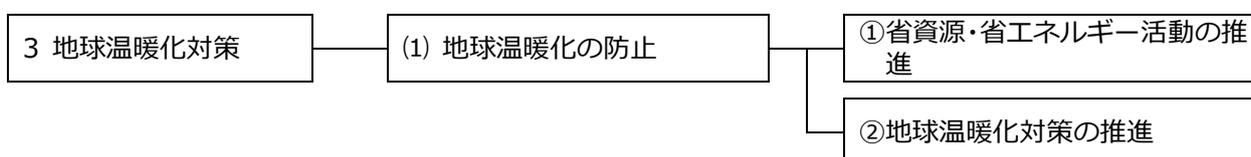
また、本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、平成 19 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務及び事業の推進に際して、温暖化を防止する取組を開始しました。現在は「第三次地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎内における電気・ガス・水道の使用量の削減に向けた取組や、低公害車・電気自動車の導入などに努め、地球温暖化の防止に取り組んでいます。

今後も、地球温暖化防止に向けた意識啓発を図り、環境行動を促進していくとともに、行政運営における地球温暖化対策を一層進めていく必要があります。

■ 基本方針

低炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、行政運営における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

■ 施策の体系・内容

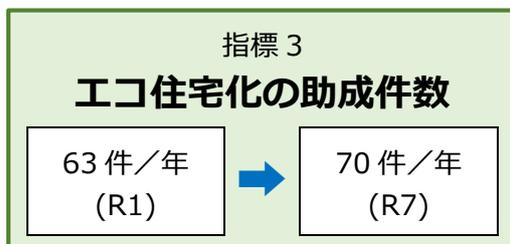
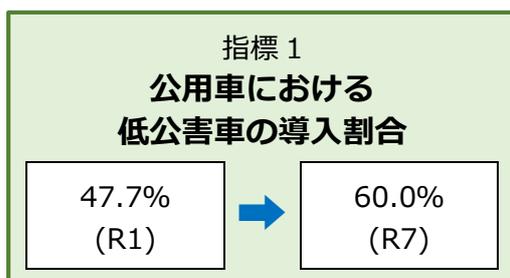


(1) 地球温暖化の防止

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①省資源・省エネルギー活動の推進	低炭素社会の実現及び地球温暖化を防止するため、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指し、様々な情報提供、啓発活動及び支援を推進します。 ○省資源・省エネルギー活動の周知・啓発 ○再生可能エネルギー活用の推進 ○エコドライブの普及啓発	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
②地球温暖化対策の推進	<p>市の事務事業における地球温暖化対策をより一層推進します。</p> <p>また、市民・事業者の環境行動の手掛かりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進します。</p> <p>さらに、補助制度によって、エコ住宅化への改修工事等を促進するとともに、ごみの排出量の抑制に取り組みます。</p>		
	○「環境行動指針」を通じた意識啓発	環境課	
	○ 強靱化 新エネルギー利用機器等設置費の補助 ◎ 強靱化 エコ住宅化の補助	産業観光課	
	○家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入【再掲】 ◎食品ロス削減の推進【再掲】 ◎事業者への働きかけ【再掲】	ごみ対策課	

成果指標



<庁用電気自動車と急速充電器>

4 公害対策・環境美化

■ 現状と課題

公害対策や環境美化を推進するため各地域で環境調査を実施し、環境指標等を超えていないか、様々な環境指標について監視を行っています（図 5-8 参照）。

大気中の二酸化窒素(*52)濃度は、平成 27 年度から令和元年度にかけていずれの地点も環境基準（0.06ppm）を下回っています。

河川の水質汚濁については、平成 27 年度から令和元年度の残堀川や空堀川の BOD(*53)濃度の推移を見ると、全ての地点において環境基準（残堀川は平成 28 年度までは 3mg/L 以下、平成 29 年度以降は 2mg/L 以下、空堀川は平成 28 年度までは 10mg/L 以下、平成 29 年度以降は 2mg/L 以下）を下回っています。

道路交通騒音については、平成 27 年度から令和元年度の主要幹線道路環境調査の結果、要請限度（昼 75dB 以下、夜 70dB 以下）を下回っています。

航空機騒音については、いずれも環境基準（Lden57dB 以下）を下回っています。

ダイオキシン類に関しては、平成 28 年度までは一般大気と河川水質について調査を実施していましたが、継続して環境基準を下回り上昇傾向も見られないことから、現在は調査を中止しています。

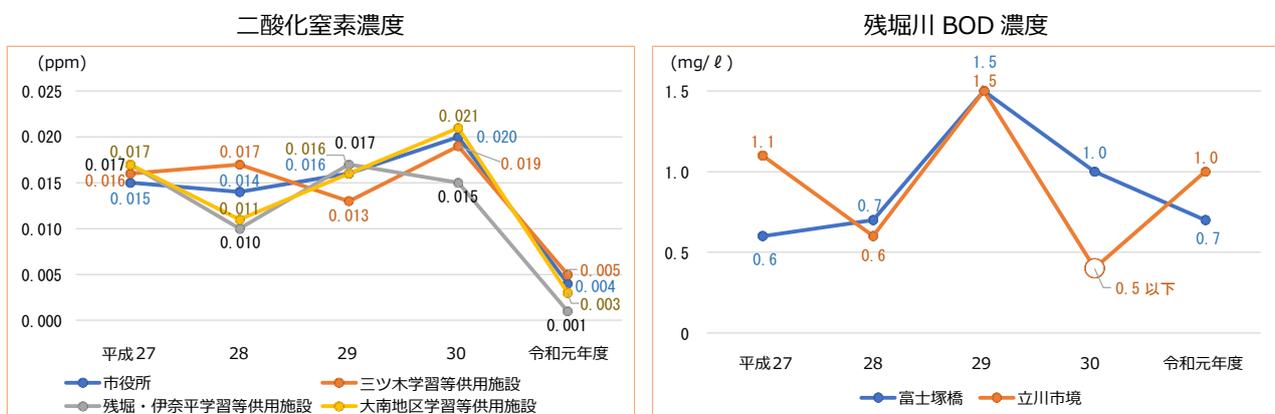
道路や航空機の騒音への対応だけではなく、近年の住宅過密化によって日常生活に密着した生活騒音による近隣問題が顕在化していることから、市民相互の生活を尊重し合うマナーやルールの周知を図る必要があります。

環境美化については、市民との協働により美化運動や清掃活動に取り組んでいますが、依然として狭山丘陵の茂みや道路の植樹帯など人目に付きにくい場所への不法投棄のほか、空き缶・吸い殻等のポイ捨てやペットのふんの放置などが散見されるため、引き続きそれらを防止するための啓発看板の設置・配布や、パトロール等を実施します。

今後も、市民や事業者、関係機関、周辺市町と連携を図り、公害対策や環境美化についての対策を推進するとともに、公害の影響を未然に防ぐため調査・監視体制を充実する必要があります。

図 5-8 環境指標の推移

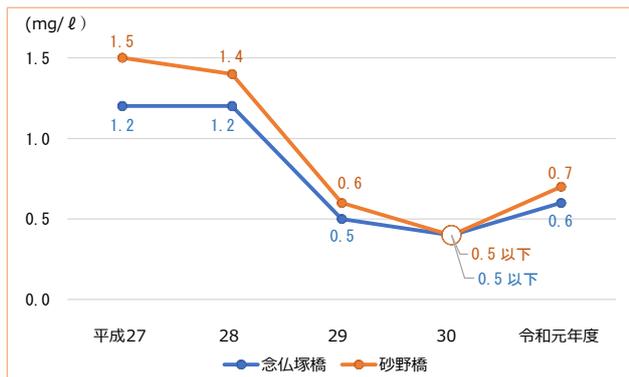
(各年度平均)



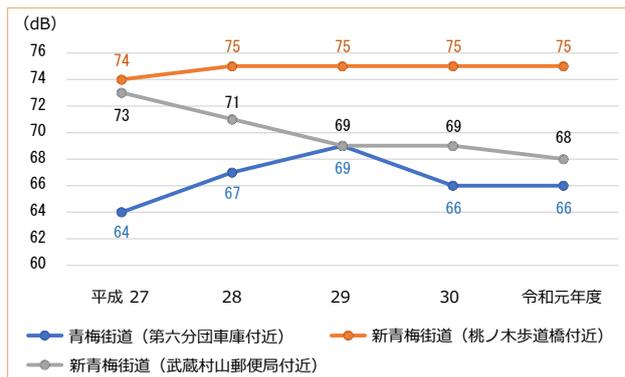
(*52)二酸化窒素：自動車や工場の排出ガスから発生する、呼吸器に影響を与える有害物質

(*53)BOD：水の濁りや悪臭などの原因となる、水中の有機物等の量を示す指標

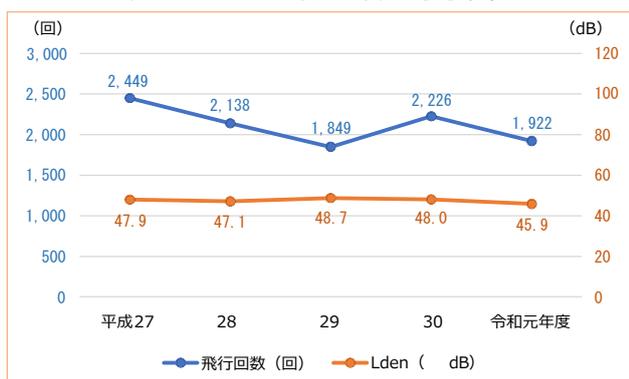
空堀川 BOD 濃度



道路交通騒音



横田基地航空機騒音 (第十小学校)

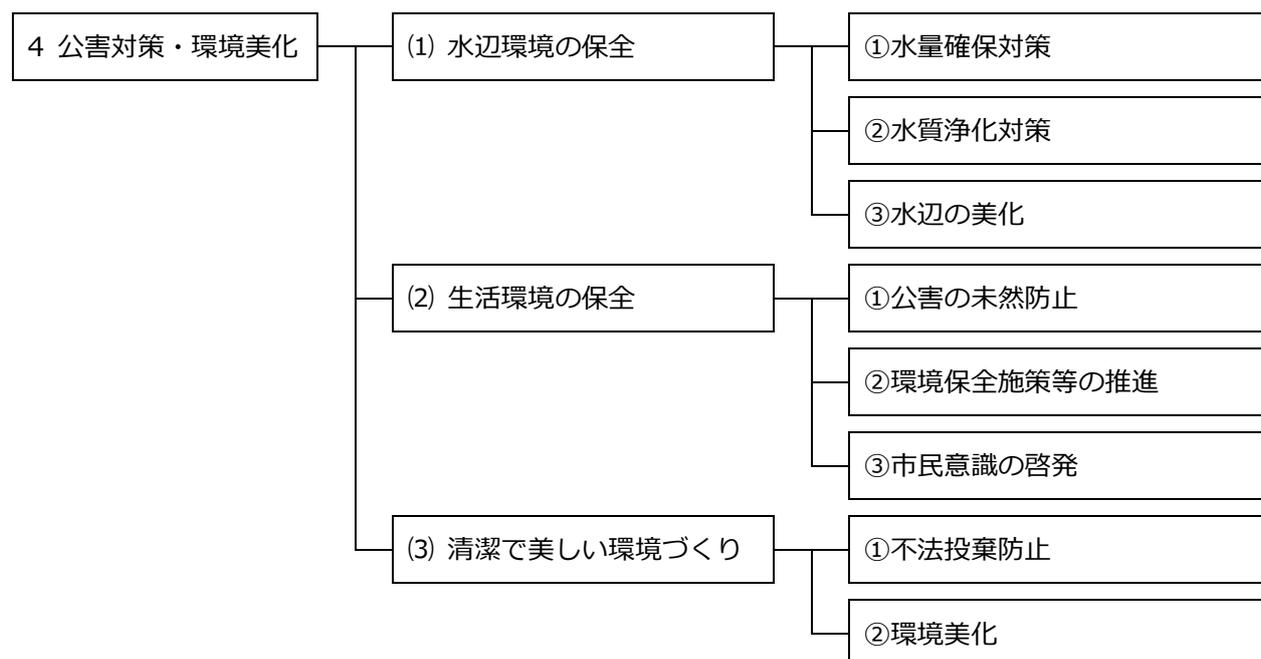


出典：環境課資料

基本方針

環境の悪化を防ぎ、美しいまちづくりを推進するため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等について、関係機関等との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

施策の体系・内容



(1) 水辺環境の保全

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 水量確保対策	<p>河川の水量を確保するため、雨水の地下浸透などの措置を関係機関に働き掛け、地下水のかん養を図るとともに、源流地域の整備や環境改善などに努めます。</p>		
	○湧水の保全	環境課	
	○ 強化 関係機関との連携	環境課 都市計画課	
	○ 強化 雨水浸透施設等の設置費用補助	道路下水道課	
② 水質浄化対策	<p>河川の水質浄化に伴い、残堀川・空堀川共に環境基準の水域類型指定のA類型を維持できるよう、引き続き環境保全に対する意識の向上を推進するとともに、水質調査の実施など河川の監視を継続します。</p>		
	○ 強化 水質調査の実施	環境課	
③ 水辺の美化	<p>周辺自治会等と協働して美化活動を実施し、河川愛護意識の高揚を図るとともに河川環境の維持・保全に努めます。</p>		
	○残堀川クリーンアップ作戦の実施	環境課 道路下水道課	

(2) 生活環境の保全

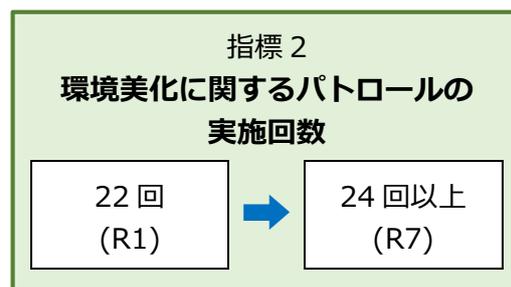
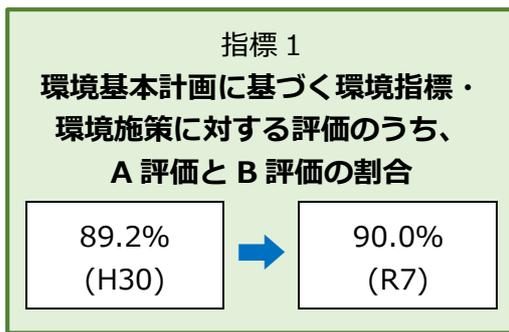
項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 公害の未然防止	<p>事業者等に対し、自己監視の励行や自主的改善を求めるとともに、良好な環境を確保するために必要な監視及び指導を行います。</p> <p>また、地域住民や関係機関との協力により、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの調査・監視等を行い、公害の未然防止に努めます。</p>		
	○ 強化 環境調査の実施	環境課	

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
② 環境保全施策等の推進	人と自然との共生を基本とし、市民、事業者と市が協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを推進します。 また、近年問題となっている外来生物をはじめとした害獣への対応に取り組みます。		
	○地球環境保全に係るポスター及び標語コンクールの実施 ○生物多様性地域戦略の策定【再掲】 ○外来生物等の害獣への対応	環境課	
③ 市民意識の啓発	空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置等を防止するため、モラルの向上を図るとともに、ポイ捨て等の防止に関する取組の強化に取り組みます。 また、広報紙や里山体験施設を活用した環境教育に取り組み、生活に身近な環境を保全する意識啓発と知識の普及に努めます。		
	○環境に関するイベントの開催 ○環境美化に関するパトロールの実施 ○啓発看板の設置・配布	環境課	
	○自然観察会の実施【再掲】	文化振興課	

(3) 清潔で美しい環境づくり

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 不法投棄防止	パトロールなど監視体制の充実を図るとともに、土地所有者に対して適切な管理を働きかけます。 また、警察等の関係機関との連携体制を強化し、不法投棄を防ぐための監視を引き続き実施します。		
	○不法投棄の監視やパトロールの充実 ○不法投棄防止の啓発活動	ごみ対策課 環境課 道路下水道課	
② 環境美化	市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進する指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。		
	○自主的な環境活動の支援 ○クリーン作戦の実施 ○指導者育成の支援	ごみ対策課 環境課	

成果指標



<クリーン作戦>